

令和8年度ロボット・自動化導入促進用デモ機導入業務仕様書

1 件名

令和8年度ロボット・自動化導入促進用デモ機導入業務

2 業務の目的

県内中小製造業等の深刻な人手不足の解消および効率化による収益向上を目指し、ロボット等自動化装置に関して高い技術力を持つ県内 SIer と県内中小製造業等を官民共創によりマッチングさせてロボット導入・自動化を促進するとともに、県内中小製造業が県内 SIer とのマッチングによる自社工場の自動化を具体的にイメージできるよう、汎用的なロボット・自動化導入促進用デモ機（以下「デモ機」という。）を整備することで自動化への機運を高める。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務内容

愛媛県産業技術研究所（松山市久米窪田487番地2）にデモ機を整備する。

(1) デモ機の対象産業

以下のいずれかの産業における作業工程を想定したデモ機とすること。

- ・ 造船業
- ・ 紙加工業
- ・ 食品加工業
- ・ タオル製造業
- ・ 金属加工業

(2) デモ機の必須要件

整備するデモ機は、それぞれの項目に対して以下の要件を満たすこと。

項目	要件
自動機	ワークに対して自動で処理を実施すること
動作方式	循環動作とし、連続稼働すること
起動時間	電源投入から稼働開始まで15分以内であること
安全対策	見学者の安全を確保する安全柵、ライトカーテン、または協働ロボットの安全機能等を備えること
非常停止	非常停止ボタンを設置し、即座に全機器が停止すること
騒音対策	見学者への説明を実施するため、騒音を可能な限り抑えること
最新技術の導入	以下のいずれかの技術を1つ以上取り入れること ・ AIによる画像認識・検査 ・ 3Dビジョンシステム

	<ul style="list-style-type: none"> ・力覚センサによる繊細な作業 ・AGV/AMR との連携 ・デジタルツイン/シミュレーション連携 ・IoT による稼働監視・データ収集
可視化	稼働状況をモニター等で表示し、見学者が理解しやすい工夫を施すこと
説明資料	見学者向けの説明パネル・動画等を用意すること
その他	県内 SIer がシステム構築に関わること

(3) デモ機の推奨要件

整備するデモ機は、それぞれの項目に対して以下の要件を推奨しており、提案すること。（審査における加点項目）

項目	要件
ロボット	産業用ロボット又は協働ロボットの導入すること
最新技術の導入	以下のいずれかの技術を2つ以上取り入れること <ul style="list-style-type: none"> ・AI による画像認識・検査 ・3D ビジョンシステム ・力覚センサによる繊細な作業 ・AGV/AMR との連携 ・デジタルツイン/シミュレーション連携 ・IoT による稼働監視・データ収集
汎用性	ワーク変更やプログラム変更により複数の作業デモが可能であること

(4) 設置条件

項目	仕様
設置場所	愛媛県産業技術研究所 電子棟 2 階 電子材料実験室
設置スペース	5m × 5m (25 m ²)
天井高	3m
使用可能電源	三相 200V-10A ブレーカ×3 単相 100V-15A 電源コンセント (2 口) ×1
通信環境	既設インターネット回線への接続不可 (必要な場合は提案者にて用意)
空調	一般空調あり

(5) 運用要件

項目	要件
起動方法	県職員が簡易なマニュアルに従い起動できること
操作性	スタート/ストップは物理ボタンまたはタッチパネルで操作可能なこと

稼働時間	1日最大8時間の連続稼働に耐えること
メンテナンス	日常点検項目を明示し、県職員でも実施可能な内容とすること
消耗品	ワーク等消耗品がある場合は、補充方法と調達先を明示すること
マニュアルの作成	県職員でもデモ機を簡単に運用できるよう、上記の起動方法や日常点検項目、消耗品や想定されるランニングコスト等の整備後の運用に必要となる項目をまとめたマニュアルを作成すること
その他	1年以内に発生した故障の対応・修理は無償で実施すること

(6) 安全要件

項目	要件
安全規格	ロボットを用いる場合は労働安全衛生規則、JIS B 8433（ロボット安全）等に準拠すること
見学者動線	見学者が安全に見学できる動線を確保すること
表示	危険箇所への注意喚起表示を行うこと

(7) スケジュール

デモ機の整備や設置等に関するスケジュールを作成すること。

5 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費の一切の費用を参加者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。